

## 川崎市告示第62号

### 指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月4日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人エミフル	エミフル東海道	川崎市川崎区砂子1丁目4番9号2階	就労継続支援 B型	令和7年12月31日	1415001633